官

〇農林水産省令第七号

第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法 施行規則の一部を改正する省令を次のように定め 平成二十四年二月十日 植物防疫法 (昭和二十五年法律第百五十一号)

表に次のように加える。 第十」の下に「及び第五十八」を加え、同表の付 七十三号)の一部を次のように改正する。 別表二の二の項植物の欄中「かんきつ類 (付表 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第 五十八 タイから発送され、他の地域を経由し ないで輸入されるトーンディー 種のポメロの 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 農林水産大臣 鹿野 道彦

適合しているもの

生果実であつて農林水産大臣が定める基準に

この省令は、公布の日から施行する。